

第8回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和2年8月31日(月) 午前 10時 00分

午前 時 分

2. 場所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員

出席推進委員 大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員,
沖野推進委員, 岡田推進委員, 須賀推進委員, 土居敏一推進委員
大木推進委員, 西野推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員
佐伯推進委員

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員

5. 審議案件

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定
する下限面積の別段面積の特例区域指定について

議案第49号 非農地証明申請について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第8回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番宮崎委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、3番 祐本委員です。</p> <p>会長が欠席のため、副会長の私が議長を務めます。</p> <p>それでは、日程第1、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、吉名町字八城2475番9の1筆、地目は畑、面積は計386㎡です。</p> <p>申請の事由は、自己住宅の用途で利用するために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大木 推進委員	<p>申請地は、吉名学園から北西に約550m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、竹原町字吉崎2106番の1筆、地目は畑、面積は計803㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>

須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから南東に約 500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3，議案第 4 6 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 3～4 ページをご覧ください。 申請地は、吉名町字毛木迫 1096 番の 1 筆，地目は畑，面積は 1,080 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転するため，令和 1 年 9 月 30 日付指令竹農委第 5-31-60 号で許可を受けた土地について，工事計画の完成期限を令和 2 年 1 月 31 日までから令和 3 年 8 月 31 日までに延期するものです。 申請者より始末書の提出を受けており，工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し，今後は農地法を遵守する旨誓約されております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に，2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 5～6 ページをご覧ください。 申請地は，下野町字西上条 2696 番の 1 筆，地目は田，面積は 1,467 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転するため，令和 1 年 9 月 30 日付指令竹農委第 5-31-62 号で許可を受けた土地について，工事計画の完成期限を令和 2 年 3 月 31 日までから令和 3 年 8 月 31 日までに延期するものです。

	<p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の7～8ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、下野町字西上条2698番の1筆、地目は田、面積は882㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-63号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p> <p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の9～10ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、新庄町字下末宗147番2、150番の計2筆、地目はいずれも田、面積は計2,141㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-64号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p>

	<p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の4ページ、参考資料の11～12ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、新庄町字油屋1446番1の1筆、地目は田、面積は1,363㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-66号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p> <p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の4ページ、参考資料の13～14ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、西野町字門信1974番1の1筆、地目は田、面積は1,147㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-67号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p>

	<p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の15～16ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、西野町字門信1961番1、1962番1、1962番4の計3筆、地目は2筆が田、1筆が畑、面積は計874.91㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-68号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p> <p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の5ページ、参考資料の17～18ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、吉名町字毛木迫1091番の1筆、地目は畑、面積は568㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-68号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p>

	<p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の5ページ、参考資料の19～20ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、田万里町字白井原2298番の1筆、地目は畑、面積は680㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-69号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p> <p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の5ページ、参考資料の21～22ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、竹原町字多井一ノ割2775番、2776番、2777番の3筆、地目はいずれも田、面積は2,180㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-70号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p>

	<p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の6ページ、参考資料の23～24ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、竹原町字多井一ノ割2787番1の1筆、地目は田、面積は747㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年9月30日付指令竹農委第5-31-71号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p> <p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、12番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の6ページ、参考資料の25～26ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、吉名町字毛木迫1092番1の1筆、地目は畑、面積は641㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年11月29日付指令竹農委第5-31-83号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年5月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p>

	<p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。次に、13番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の6ページ、参考資料の27～28ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、竹原町字多井一ノ割2778番の1筆、地目は田、面積は1,097㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和1年11月29日付指令竹農委第5-31-89号で許可を受けた土地について、工事計画の完成期限を令和2年3月31日までから令和3年8月31日までに延期するものです。</p> <p>申請者より始末書の提出を受けており、工事期限を過ぎて履行延期承認申請をしたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。続きまして、日程第4、議案第47号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の 7 ページ，参考資料の 29 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に，今回利用権設定の申出があった案件の面積，対象人員等を載せていますが，内容につきましては，参考資料 29 ページのとおりとなっております。本議案が可決の場合，令和 2 年 9 月 1 日付けで，公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第 4 7 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 5，議案第 4 8 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 1 7 条第 2 項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 8 ページ，参考資料の 30～32 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 1 7 条第 2 項に規定より，竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。</p> <p>申請地は，吉名町字上原 3610 番 1，3612 番 1，地目はいずれも畑，面積は 395 m²です。隣接する家屋については，令和元年 9 月 4 日付け竹産第 1 0 7 号にて空き家バンクへの登録が完了しています。</p> <p>空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため，下限面積の別段面積を 1 a とする「特例区域」に指定するものです。</p> <p>本議案が可決の場合，令和 2 年 9 月 1 日付けで，公告いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議題第48号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」は、原案のとおり、申請地を下限面積の別段面積の特例区域として指定することに決定します。</p> <p>次に日程第4，議案第49号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の9ページ，参考資料の33ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は，仁賀町字辰口557番，560番，563番，564番，乙561番，乙562番，甲561番，丙562番の計8筆，地目は田が4筆，畑が4筆，面積は計1,780.91㎡です。</p> <p>申請地は，昭和40年頃より水稻栽培をしなくなり休耕していたところ，現在は山林状態となったことから地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大藤 推進委員	<p>申請地は，梅王館から南西に約200m付近にあります。</p> <p>現地確認時，山林状態となっており，耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の9～10ページ，参考資料の34ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は，田万里町字二反藤4043番，4044番，4045番，4046番，4047番，4048番，4049番1，4049番2，4050番の計9筆，地目は田が7筆，畑が2筆，面積は計3,871㎡です。</p> <p>申請地は，昭和60年頃より耕作放棄し，現在は山林状態となったことから地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。
建山 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから南西に約 2300m付近にあります。現地確認時、山林状態となっており、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の10ページ、参考資料の35ページをご覧ください。 3番の申請地は、吉名町字郷24番1の1筆、地目は田、面積は142㎡の農地です。 申請地は、申請者の祖父が大正14年に取得した当初から現在に至るまで庭敷地として利用しており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名出張所から北東に約300m付近にあります。現地確認時、庭敷地となっており、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第7、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の11ページ、参考資料の36ページをご覧ください。 令和2年7月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は3件、筆数は畑6筆、面積は計1,986㎡の届出がありました。詳細につきましては参考資料の36ページをご確認ください。説明は以上です。

議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から1点お願いがございます。</p> <p>お手元の依頼文書にございますように、例年ご協力いただいております農地の利用状況調査（農地パトロール）へのご協力をお願いいたします。</p> <p>手順としましては農地利用状況調査判断基準を参考に昨年の状況が記された地図を使って農地パトロールを行い、現在の農地の利用状況を地図に色分けしていただいたうえで、令和2年9月30日までに事務局まで提出をお願いいたします。</p> <p>昨年度は農地利用最適化推進委員お一人だけで担当地域の農地調査をしていただいておりますが、改選により初めて担当される方がいること、一人で遊休農地の判断をするのは、判断に悩むことも多く負担が大きいとの感想をいただいたこと及び判断結果基準が地域によってバラツキが大きかったことから、今年度は農業委員を加えた二人体制にさせていただきます。</p> <p>また、農地パトロールを行う際は、周囲の人に農業委員会だと分かってもらえるように、既にお配りさせていただいております緑色の帽子と腕章の着用をお願いいたします。</p> <p>大変暑いさなかではございますので体調管理に気を付けていただき調査のご協力をお願いいたします。</p> <p>事務局からのお願いは以上です。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和2年第8回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月31日

議 長 山元 禮子

署名委員 宮崎 信之